

後期高齢者医療制度のお知らせ

令和5年度の保険料等について

● 6月に保険料額をお知らせします

令和5年度の保険料につきましては、6月に個別にお知らせします。

◀保険料の計算方法▶

均等割 【1人当たりの保険料】 51,892円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和4年中の所得-最大43万円) × 10.98%	=	1年間の保険料 【限度額66万円】 (100円未満切捨)
--------------------------------------	---	---	---	------------------------------------

- ・1年間の保険料の上限額は66万円です。
- ・所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- ・年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ・前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

◆保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は役場健康こども課保険年金係へご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な場合は、保険料の減免を受けられる場合があります。

● ジェネリック医薬品の利用について

医療機関で処方される薬には、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の窓口「希望シール」を提示することによりお願いすることができます。

「希望シール」が必要な方は役場健康こども課保険年金係までお問い合わせください。

◆効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。

※ご希望される場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

◆価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

問い合わせ先／北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
役場健康こども課保険年金係 ☎482-2935(課直通)



児童手当の現況届けについて

6月に児童手当の現況届けがあります。原則提出は不要ですが、一部の方は提出が必要なため別途個別にご案内いたします。

問い合わせ先／役場健康こども課こども支援係 ☎482-2935(課直通)

子 育て助成制度を紹介

こんなに
あります!

弟子屈町の



子育てを
もっとお得に
たのしく♪

150,000円分の商品券を贈呈!

赤ちゃんすくすく応援事業

弟子屈町にお住まいの1歳未満のお子さん1人につき150,000円分の商品券を交付します。町内の決まったお店で、子育て用品を買うときに使うことができます。



保育料、給食副食費が無償に!
子育てしながらも働ける!

保育料・給食副食費無償化

町内の保育園やこども園に通っているお子さんの保育料と給食副食費を町が全額負担します。



お店でカードを見せるだけで!
素敵な特典がいっぱい!

どさんこ・子育て特典制度

お店でカードを見せるだけで値引きや無料サービスが受けられます。北海道と共同で実施。妊娠中の方、もしくは小学生までのお子さんがある世帯に無料で交付されます。



お子さんの医療費の
自己負担分を商品券で還元!

医療費助成事業(フレカ)

高校生以下のお子さんが対象。2年以内の領収書であれば還元可能! 1円につき1ポイント付与で500ポイントごとに500円相当の金券を発行。町内登録加盟店で利用可能です。



ご不明な点がございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。
また、詳しくは町ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

問い合わせ先／役場健康こども課こども支援係 ☎482-2935(課直通)



低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金

- ・ひとり親世帯以外の方は、住民税均等割が非課税の子育て世帯あるいは物価高騰により収入が減少した子育て世帯が対象となり、児童一人につき5万円を支給します。
- ※昨年度同給付金の支給を受けた方は申請不要。それ以外の方は申請が必要となります。
- ・ひとり親世帯の方は、別途ご案内させていただきます。

詳しくは町ホームページあるいは下記問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先／役場健康こども課こども支援係 ☎482-2935(課直通)